

「IAS19に関する数理実務基準」改定案（新旧対照表）

改定案	現行
<p>IAS19に関する数理実務基準 (Actuarial Standard of Practice in relation to IAS 19 Employee Benefits)</p> <p>制定 2016年3月28日 改定 2019年5月17日 <u>改定 2021年X月Y日</u></p> <p>公益社団法人 日本年金数理人会 公益社団法人 日本アクチュアリー会</p> <p>(略)</p>	<p>IAS19に関する数理実務基準 (Actuarial Standard of Practice in relation to IAS 19 Employee Benefits)</p> <p>制定 2016年3月28日 改定 2019年5月17日</p> <p>公益社団法人 日本年金数理人会 公益社団法人 日本アクチュアリー会</p> <p>(略)</p>
<p>6. 適用日</p> <p>本実務基準の改定（改定日 <u>2021年X月Y日</u>）は、<u>2021年X月Y日</u>以降に開始する期間のIFRS財務報告に関して行われる本専門業務に適用される。早期適用が認められる。</p>	<p>6. 適用日</p> <p>本実務基準の改定（改定日 <u>2019年5月17日</u>）は、<u>2019年5月17日</u>以降に開始する期間のIFRS財務報告に関して行われる本専門業務に適用される。早期適用が認められる。</p>

「IAS19に関する数理実務基準」改定案（新旧対照表）

<p>28. モデルのガバナンス</p> <p>(略)</p> <p>③ 会員は、モデルを使用するための適切な条件を理解している。これには、次が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">a. モデルの制約b. モデルを適用できる状況c. モデルのインプットが供給される方法d. モデルの結果の利用方法 <p>会員は、制約、不確実性、及び、これらから<u>幅広く想定されること</u>を報告書に開示する。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ モデルを実行した結果、又は、アウトプットが利用される場合</p> <ul style="list-style-type: none">a. モデルの使用条件に適合していると、会員が十分判断できる。b. モデルのインプット及びアウトプットに関する適切なコントロールがあると、会員が十分判断できる。c. 会員は、本項②のモデルの検証を、全体的、あるいは、部分的に実施すべきかどうかを検討する。d. 会員は、モデルを複数回実行した結果の重要な差異について理解し、必要に応じて説明するとともに、実行に関する適切なコントロールのプロセスが存在すると、会員が十分判断できる。確率論的モデルの場合、十分な回数モデル実行が行われていると、会員が十分判断でき、かつ、会員は、モデルを複数回実行した結果の主要な差異を理解している。	<p>28. モデルのガバナンス</p> <p>(略)</p> <p>③ 会員は、モデルを使用するための適切な条件を理解している。これには、次が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">a. モデルの制約b. モデルを適用できる状況c. モデルのインプットが供給される方法d. モデルの結果の利用方法 <p>会員は、制約、不確実性、及び、これらから<u>想定される幅広い影響</u>を報告書に開示する。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ モデルを実行した結果、又は、アウトプットが利用される場合</p> <ul style="list-style-type: none">a. モデルの使用条件に適合していると、会員が十分判断できる。b. モデルのインプット及びアウトプットに関する適切なコントロールがあると、会員が十分判断できる。c. 会員は、本項②のモデルの検証を、全体的、あるいは、部分的に実施すべきかどうかを検討する。d. 会員は、モデルを複数回実行した結果の重要な差異について理解し、必要に応じて説明するとともに、実行に関する適切なコントロールのプロセスが存在すると、会員が十分判断できる。確率論的モデルの場合、十分な回数モデル実行が行われていると、会員が十分判断でき、かつ、会員は、モデルを複数回実行した結果の主要な差異を理解している。
--	--

「IAS19に関する数理実務基準」改定案（新旧対照表）

<p>e. <u>会員は、モデルの中で仮定として用いられている、経営者の行動・対応を理解している。会員は、そのような経営者の行動・対応、及び、これらから幅広く想定されることを報告書に開示する。</u></p> <p>f. 会員は、必要に応じて、制約、インプット、主要な数理上の仮定、想定される利用方法、及び、モデルのアウトプットを文書化する。</p>	<p>e. 会員は、必要に応じて、制約、インプット、主要な数理上の仮定、想定される利用方法、及び、モデルのアウトプットを文書化する。</p>
---	--

「IAS19に関する数理実務基準」改定案（新旧対照表）

<p>34. 報告書</p> <p>(略)</p> <p>③ 開示</p> <p>報告書に、該当する場合、次を開示する。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 本実務基準からの重要な逸脱の全て（第 4 項）b. 重要な省略、過小評価、及び、過大評価（第 10 項）c. 他者から入手した情報への依拠であって、会員が責任を負わない旨を表明するもの（第 12 項 ③）d. Constructive Obligation に関する依頼主の説明への依拠（第 14 項）e. データの確認（第 15 項 ②）、補正（第 15 項 ③）、加工（第 15 項 ④）、及び、瑕疵（第 15 項 ⑤）f. 数理上の仮定を作成する手続きの変更に関する情報（第 23 項）g. 用いた数理上の仮定又は方法に関する重要な不整合（第 27 項 ① e）h. 他者によって指示された数理上の仮定又は方法のうち会員が支持しないもの（第 27 項 ② b 及び c）i. モデルの制約、不確実性、及び、これらから幅広く想定されること（第 28 項 ③）j. <u>モデルの中で仮定として用いられている、経営者の行動・対応、及び、これらから幅広く想定されること（第 28 項 ⑥ e）</u>k. 重要な後発事象（第 31 項） <p>(略)</p>	<p>34. 報告書</p> <p>(略)</p> <p>③ 開示</p> <p>報告書に、該当する場合、次を開示する。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 本実務基準からの重要な逸脱の全て（第 4 項）b. 重要な省略、過小評価、及び、過大評価（第 10 項）c. 他者から入手した情報への依拠であって、会員が責任を負わない旨を表明するもの（第 12 項 ③）d. Constructive Obligation に関する依頼主の説明への依拠（第 14 項）e. データの確認（第 15 項 ②）、補正（第 15 項 ③）、加工（第 15 項 ④）、及び、瑕疵（第 15 項 ⑤）f. 数理上の仮定を作成する手続きの変更に関する情報（第 23 項）g. 用いた数理上の仮定又は方法に関する重要な不整合（第 27 項 ① e）h. 他者によって指示された数理上の仮定又は方法のうち会員が支持しないもの（第 27 項 ② b 及び c）i. モデルの制約、不確実性、及び、これらから<u>想定される幅広い影響</u>（第 28 項 ③）j. 重要な後発事象（第 31 項） <p>(略)</p>
---	--